

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十一日

広島県人事委員会

委員長 舩 木 孝 和

広島県人事委員会規則第六号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後						改正前					
備考 (略)	(略)	局		知事部	(略)	組織	(略)	局		知事部	(略)	組織	(略)
		本庁		担当課長		(略)		職	本庁			担当課長	
		(略)	(略)		(略)		(略)		(略)	(略)	(略)		(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この人事委員会規則は、令和六年四月一日から施行する。